


★すでに印鑑登録がある場合で、改めて登録をする場合は  
両方に○を、新規登録の場合は登録のみ○をしてください。

様式第2号(第2条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">記入例</div>		代理権授与通知書	
		令和〇〇年△月□日	
(あて先) 塩尻市長		住所	塩尻市大字広丘堅石100番地1 〇〇アパート301
		氏名	塩尻太郎 
私は、次の理由により自ら印鑑登録の手続きをすることができないので、下記の者に印鑑		登録 登録廃止	の代理権を授与しま
したから通知します。		登録 登録廃止	したから通知します。
代理人を定める理由		(例) 仕事が多忙のため、平日の窓口業務の時間には、来庁できない。	
代理人	住所	塩尻市大字広丘堅石100番地1	
	氏名	塩尻花子	
	生年月日	昭和56年7月12日	

注 この通知書は 登録 登録廃止 する本人が必ず自書してください。

様式第2号(第2条関係)

代理権授与通知書		
令和 年 月 日		
(あて先) 塩尻市長	住所 塩尻市	
	氏名 印	
私は、次の理由により自ら印鑑登録の手続きをすることができないので、下記の者に印鑑	登録 登録廃止	
したから通知します。	登録 登録廃止	
代理人を定める理由		
代理人	住所	
	氏名	
	生年月日	

注 この通知書は 登録 登録廃止 する本人が必ず自書してください。

き  
り  
と  
り  
せ  
ん

=== ご注意ください ===

- 印鑑登録（廃止）の手続きができるのは、本庁・檜川支所・広丘支所・吉田支所です。
- 印鑑の登録ができるのは塩尻市に住所登録がある方のみで、1人につき1つの登録までです。
- 印鑑は他の方が登録しているものを登録することはできません。また、ゴム印や規格外のサイズのもの、登録する方自身の氏名以外の文字（会社名など）が入った印鑑は登録することができません。（詳細は窓口でご確認ください）
- 印鑑の登録のお手続きについて、代理人による申請の場合は、代理権授与通知書（裏面のもの）をご用意いただきましても即日登録はできませんのでご注意ください。
- 印鑑登録について、代理人申請の場合の手続の流れは次のとおりです。

- 1 代理権授与通知書を本人が記入
- 2 代理権授与通知書および印鑑登録に関する申請書を代理人が窓口へ提出（登録する印鑑をお持ちください。）  
※「印鑑登録に関する申請書」は窓口にあります。
- 3 申請に基づいて、本人に照会書（回答書）を郵送  
※申請を受けた当日、もしくは翌業務日に、本人の住民登録されたご住所へ、転送不可の文書を郵送します。
- 4 発送から30日以内に、本人が自署した照会書（回答書）を、2で申請を行った窓口へ提出  
※その際、本人および代理人について、本人確認資料（免許証、保険証、年金手帳等）の**原本提示**が必要となります。
- 5 回答書、本人確認資料などにより、登録するご本人の意思確認ができた場合、印鑑の登録を行い、証明書の発行ができるようになります。

- ご不明な点は 塩尻市役所 市民課市民係（電話 0263-52-0280、内線 1121~1124）までお問い合わせください。